

患者等輸送の現状について

- 患者輸送とは、高齢者や身体障害者等の移動制約者の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの者の輸送を目的に車いす・寝台(ストレッチャー)のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービスをいう。
- 専ら車いす利用者等に限定した許可を取得して運送を行う場合と、一般の許可事業者が通常のタクシー運行と併用して運行する場合がある。
- 高齢化社会の進展等により、福祉タクシーの車両数は着実に増加してきている。特に、平成13年度からの導入促進に基づいた軽自動車の伸びが顕著である。
- 平成16年度より、特定旅客自動車運送事業者(道路運送法第43条の許可取得事業者)も合わせて計上している。

患者等輸送の事業者等数及び車両数の推移

(平成17年3月末 現在)

(単位:台)

項 目		H元年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
事業者数(者)		377	440	470	524	554	586	613	642	696	745	900	1,033	1,206	1,594	2,362	3,771
車 両 数	寝台専用車	227	325	330	374	367	369	372	386	382	369	362	351	312	302	335	367
	車椅子専用車	47	51	54	76	84	91	108	121	137	165	274	382	433	674	952	1,720
	兼用車	296	377	429	470	534	582	639	689	796	897	1,176	1,317	1,371	1,628	1,730	1,793
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	794
	軽自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	223	672	1,557	2,581
	合 計	570	753	813	920	985	1,042	1,119	1,196	1,315	1,431	1,812	2,050	2,339	3,276	4,574	7,255

平成12年4月1日、介護保険法施行。